



小城市男女共同参画プラン
さくらプラン

男せがともに認めあい、支えあい、
希望あふれる小城市をめざして

平成19年3月
 小城市

はじめに

男女共同参画社会の実現をめざした取り組みは世界的な広がりをみせ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できることが、ますます重要な課題となっております。

小城市においても、男女共同参画行政の推進体制を整備し、すべての人が自分らしくいきいきと暮らせる社会を築いていくために、市民参画により男女共同参画プランを策定しました。

平成17年（2005年）7月に市民及び学職経験者12名で構成する小城市男女共同参画プラン策定懇話会を設置し、延べ8回にわたるご審議をいただき、平成18年（2006年）8月には小城市における男女共同参画行政を進めるにあたっての基本的な考え方について、提言書が示されました。パブリックコメント等を実施する中でも多くのご意見やご提案をいただいております。

また、このプランに親しみを持っていただくために、広く愛称を募集し、市の木、花である“さくら”をモチーフにした「さくらプラン」と名付けました。

このプランは、様々な課題に的確に対応するため、市及び市民の皆様とともに男女共同参画を推進すべき施策等を具体的に示し、さくらの花が鮮やかな色をつけて、美しいさくらんぼとして実を結ぶように、基本目標である「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」の実現を願うものです。

今後、市民の皆様をはじめ、事業者、関係機関や各種団体の皆様とともに、男女共同参画社会の実現をめざした施策の推進に取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後にこのプランの策定にあたり、ご指導、ご協力をいただきました、懇話会の皆様をはじめ市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成19年3月

小城市長

江里口秀次

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景と目的	2
---------------	---

第2章 小城市的課題

1 小城市的概況	4
(1) これまでの取り組み	4
(2) 社会情勢の変化	5
① 家族構成の変化	5
② 地域社会の変化	5
③ 就業構造の変化	5
④ 暴力の根絶と人権の尊重	6
2 男女共同参画に関する意識	7
市民・中学生の意識	8
① 男女平等意識について	8
② 性別役割分業観について	9
③ 差別の有無について	10
④ 家庭内での決定者について	11
⑤ 家庭内の役割分担について	12
⑥ 地域活動への参加について	13
⑦ 生き方について	13
⑧ 男女間の暴力(DV)について	14
⑨ 言葉の周知度・認知度について	14
⑩ 小城市が進めるべき男女平等について	15

第3章 プランの考え方

1 基本目標	16
2 プラン体系図	17
3 推進のための指標	18
4 プラン実現のための政策	19
政策Ⅰ 誰もがわかりあうまちづくり	19
政策Ⅱ 互いに支えあうまちづくり	20
政策Ⅲ 共に創りあうまちづくり	21

第4章 施策の内容

政策I 誰もがわかりあうまちづくり	22
施策① 男女平等の意識啓発	22
施策② 家庭における男女共同参画の促進	24
施策③ 教育の場における男女共同参画の推進	26
施策④ 地域における男女共同参画の促進	30
施策⑤ 職場における男女共同参画の促進	32
政策II 互いに支えあうまちづくり	35
施策① 子育て支援の充実	35
施策② 多様な形態の家庭への支援	40
施策③ あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備	44
施策④ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	48
施策⑤ 生涯を通じた健康づくりの支援	51
施策⑥ 男性にとっての男女共同参画	54
施策⑦ 団塊世代の地域活動等への支援	56
施策⑧ 男女共同参画の視点での安全・安心のまちづくりの推進	58
施策⑨ 男女が共に働く環境整備の促進	60
施策⑩ 家族経営的な職業における男女共同参画の確立	63
施策⑪ 相談体制の充実と支援	66
政策III 共に創りあうまちづくり	68
施策① 地域活動における男女共同参画の促進	68
施策② 労働・雇用における法律制度の周知	73
施策③ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	76
施策④ 市役所内推進体制の整備	79

第5章 協働と連携

1 行政、市民、及び事業者との協働体制の充実と連携の強化	82
------------------------------	----

附属資料

男女共同参画社会基本法	84
佐賀県男女共同参画推進条例	88
「小城市男女共同参画プラン策定懇話会委員」名簿	92
男女共同参画の推進のあゆみ（年表）	93
用語説明	96
「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向	100



第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景と目的

1. プランの趣旨

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会です。

こうした社会を形成するには、男女が共に将来に夢を持ち、互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要です。

国においても、男女共同参画社会基本法などの法律が整備され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本の社会を決定する最重要課題として取り組まれています。

しかしながら、現実には、さまざまな場面で、性別役割分担意識や社会の中での性別にもとづく不平等は根強く存在し、一人ひとりが能力と個性を発揮して自分らしく生きることを妨げる要因となっています。

そのため、家庭や地域・学校・職場などのさまざまな場において、女性と男性が社会の対等な構成員として、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら、市民、団体、事業者等や行政との協働により総合的・計画的に施策を進めるため、小城市男女共同参画プランを策定します。

2. プランの構成

本プランは、男女共同参画社会の基本的考え方及び実現に向け、小城市が目指す基本目標及び新たなまちづくりの達成に向けた「政策」と基本的な取り組みの方向性を示す「施策」を掲げ、その実現に向けての具体的な取り組みとなる「基本事業」を中心として構成し、市役所内各課が取り組む事務事業を設定します。また、市民、団体、事業者等と行政が協働・連携し取り組むことで効果的な事務事業を設定するとともに、状況及び時期を示すことで事務事業の実効性を高めます。

(※事務事業の状況及び時期の○は、現在実施している又は内容等拡充して継続する事業、○は5年間で取り組むことを目標としている事業です。協働の○は関係団体等と協働して取り組む事業です。)

3. プランの性格

- ① 小城市的長期計画である「小城市総合計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための具体的な取り組みの方向性を示すものです。
- ② プランの施策の範囲は、「男女にかかわる問題の解決」、「男女共同参画社会の実現に直接または深く関連する取り組み」を明示することとします。
- ③ プランは、市民、団体等の意見を踏まえて策定し、その実施にあたっては広く市民、団体、事業者等の理解と協力を得るとともに、男女が共に家庭、職場、地域などにおけるあらゆる活動に自主的かつ積極的に参加・参画することを期待するものです。
- ④ プランの進捗状況を管理するとともに、市民、団体、事業者等や行政間の情報の共有に向けて情報公開を進めるなどして、事業の実効性を図ります。

4. プランの期間

このプランは、2007（平成19）年度を初年度として、2016（平成28）年度までの10か年を計画期間とします。

- (1) 小城市的男女を取り巻く現状と課題を踏まえ、2016（平成28）年度までの基本目標の実現に向けての政策や施策の基本的な方向を明らかにします。
- (2) 政策や施策の基本的な方向に沿って、2011（平成23）年度までの5年間における、具体的取り組みを明らかにします。
- (3) ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. プランの推進

このプランの進捗状況及び公表時期については、適宜調査し公表します。また、市民と行政が一体となって実施状況の点検や評価を検証するシステムを積極的に検討していきます。

6. プランの名称

桜（さくら）は市の木、花として制定され、4月の入学・入園時に咲く花として晴れやかな気持ちで新たにスタートを切る計画として相応しく、しかも実桜は、花の次に実をつけ「さくらんぼ」として親しまれています。

「さくらんぼ」が、2つの実をつけ大きくなっていくところから、男女が共に手を携えていく様子が、また、多くの実をつけるところは、家族を表わします。小城市的男女共同参画が、白い淡い色の花から、鮮やかな色をつけ、美しい実を結ぶことを願い、「さくらプラン」と名づけます。
(市民からの公募による)



第2章 小城市的課題

1 小城市的概況

(1) これまでの取り組み

小城市は、2005(平成17)年3月1日、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の新設合併により誕生しました。

合併協議会で策定した新市まちづくり計画の基本方針として、「参画と自治による開かれたまち」を掲げ、その実現に向けて取り組む施策の柱に「人権の尊重と男女共同参画社会の形成」を掲げています。

合併以前の各町においては、男女共同参画の専門の係がなく、わずかに総務課等の係が事務を担当していた程度で、十分な取り組みができておらず、男女共同参画の分野においては、行政より市民組織である女性団体による啓発活動、研修事業が先行していました。

小城市では、新市まちづくり計画に掲げる「人権の尊重と男女共同参画社会の形成」の実現に向けた施策を推進するための具体的な取り組みの方向性を示す、男女共同参画プランの策定を行うこととし、2005(平成17)年7月に、市役所内の推進体制として市長を本部長とし助役及び部長級で構成する小城市男女共同参画推進本部を設置しました。10月には、市民の意見を計画に反映させるため、公募の市民等で構成する「小城市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置しました。

その後、市民及び中学生に対する意識調査による現状や課題の把握を行い、小城市が目指すべき目標やその実現に向けた施策の方向について検討しました。また、あわせて男女共同参画についての研修会やフォーラムを開催するなど、市職員、市民に対する意識啓発を行いながら、この「小城市男女共同参画プラン」の策定を進めてきました。

(2) 社会情勢の変化

① 家族構成の変化

平成17年国勢調査第1次基本集計結果によると、小城市的総世帯数は平成12年調査13,186世帯から13,834世帯に増加しています。しかし、世帯数当たり親族人員は、3.46人から3.27人に、3世代世帯数も3,066世帯（一般世帯数の23.25%）から2,873世帯（同20.76%）に減少しています。一人暮らし高齢者世帯は、男女とも若干増加して846世帯（同6.41%）から944世帯（同6.82%）となっています。夫婦のみの世帯は、2,164世帯（同16.41%）から2,446世帯（同17.68%）と増加しており、夫婦と子供からなる世帯は、4,515世帯（同34.24%）から4,633世帯（同33.48%）と増加しています。夫婦と子供からなる世帯で18歳未満の子供がいる世帯では、2,727世帯（同20.68%）から2,706世帯（同19.56%）と若干減少傾向にあります。ひとり親世帯については、184世帯（同1.39%）から245世帯（同1.77%）と5年間で61世帯増加となっています。

このことから小城市においても、核家族化や少子・高齢化により家族構成に変化が起こり始めていることが見受けられます。

② 地域社会の変化

核家族化や個人のライフスタイルの多様化が進むなか、市外からの転入者も増加しています。また、平成17年国勢調査第1次基本集計結果によると民間の借家等の世帯も平成12年の2,169世帯（一般世帯数の16.44%）から2,537世帯（同18.33%）と増加しており、市民のコミュニティ意識や連帯意識の希薄化が危惧されています。

これまでの意識や制度では、自治会活動そのものが成り立たなくなり、相互扶助機能いわゆる地域力が小城市においても弱まってきていると考えられます。

③ 就業構造の変化

全国の平成17年国勢調査1%結果の分析では、平成12年調査より男子労働力は、25歳～54歳の働き盛りの年齢で低下しており、女子の労働力は、M字型パターンが急速に崩れ始めていることが考えられます。また、男女とも高齢者の労働力が若干上昇傾向にあります。

就業者数は、1995年（6,414万人）をピークに減少していますが、男性は「サービス業」、「製造業」の占める割合が多く、女性はサービス業が4割近く占めており、男性に比べ業種の偏りが大きくなっています。また、女性が就業者総数に占める割合も今回初めて4割をこえています。

小城市的平成17年国勢調査第2次基本集計結果によると、働き盛りの25



歳～54歳の男性の労働力人口は、平成12年調査の8,589人（総労働力人口の36.71%）から8,320人（同34.83%）と減少しており、女性の労働力人口は6,838人（同29.22%）から6,817人（同28.54%）とほぼ横ばい状況になっています。また、男女の高齢者の労働力人口は、2,124人（同9.07%）から2,168人（同9.07%）と同じく横ばいとなっています。

働き盛りの25歳～54歳の就業者数は男女ともほぼ横ばいで、就業者総数に占める女性の割合は、平成12年調査の6,632人（就業者総数の44.37%）から6,490人（同45.11%）となっており4割をこえています。

④ 暴力の根絶と人権の尊重

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪等の暴力は、近年重大な人権侵害として社会全体で取り組むべき問題となっています。

県内においても、佐賀県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、平成16年度は1,143件となっており、平成14年度の295件から大幅に増加しています。

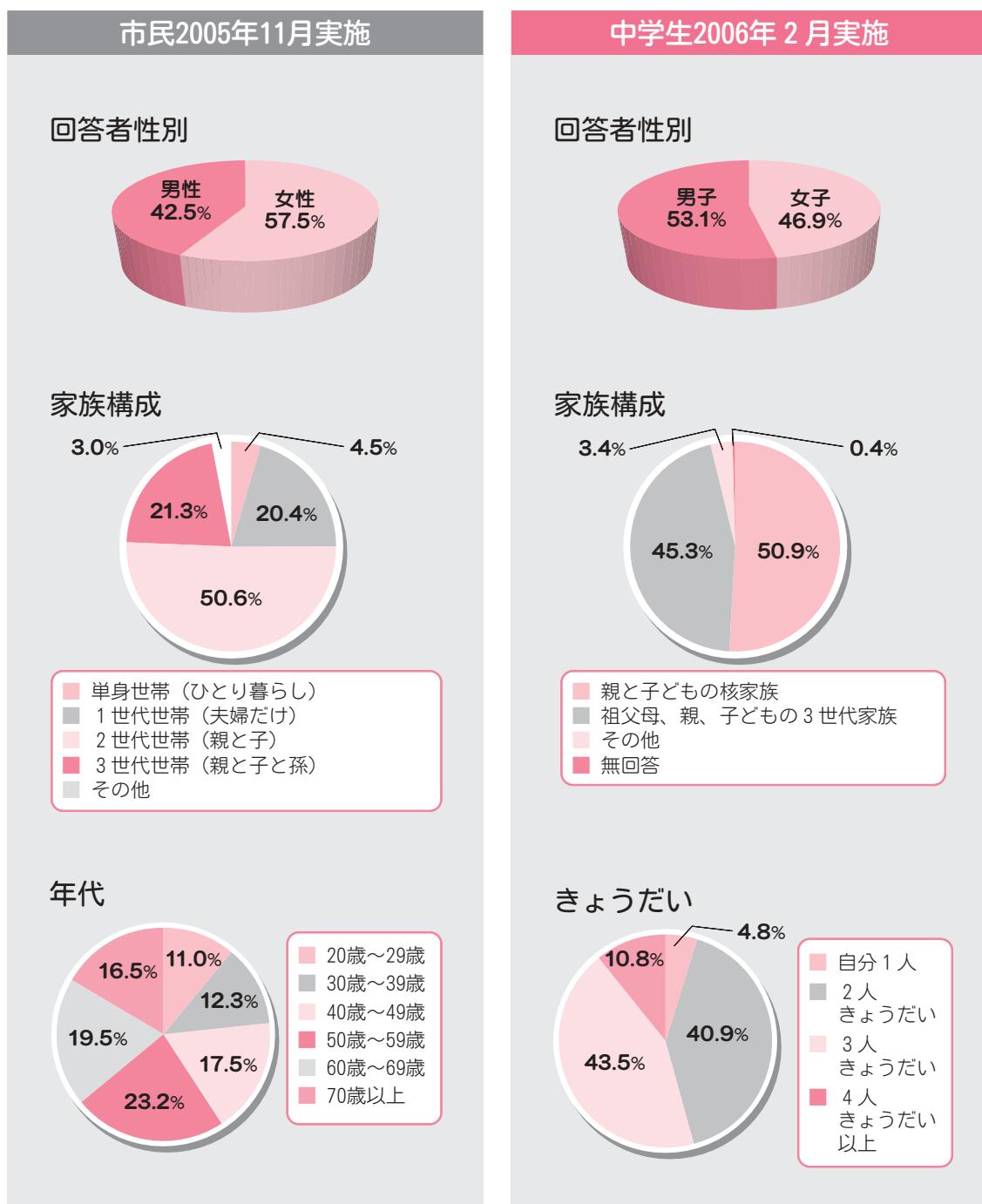
市民意識調査においても、「命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある」と回答した女性が30人に1人の割合にのぼっており、人権が尊重されていない実態があります。

参考文献

- ・小川 直宏「変化しつづける労働力人口の構造」『統計』第57巻10号（財）日本統計協会 2006年 p 17～27
- ・渡辺真知子「雇用から見た日本の産業・職業構造」『統計』第57巻10号（財）日本統計協会 2006年 p 28～39

2 男女共同参画に関する意識

本プランの策定にあたり、市民参画の一環として行った「男女共同参画に関する小城市民意識調査」《2005（平成17）年11月実施・20歳～79歳まで無作為抽出による1,500人のうち808人（回収率53.9%）》及び「男女共同参画に関する中学生意識調査」《2006（平成18）年2月実施・市内の中学校に通学する2年生545人のうち499人（回収率91.6%）》の結果から以下のような意識がうかがえました。





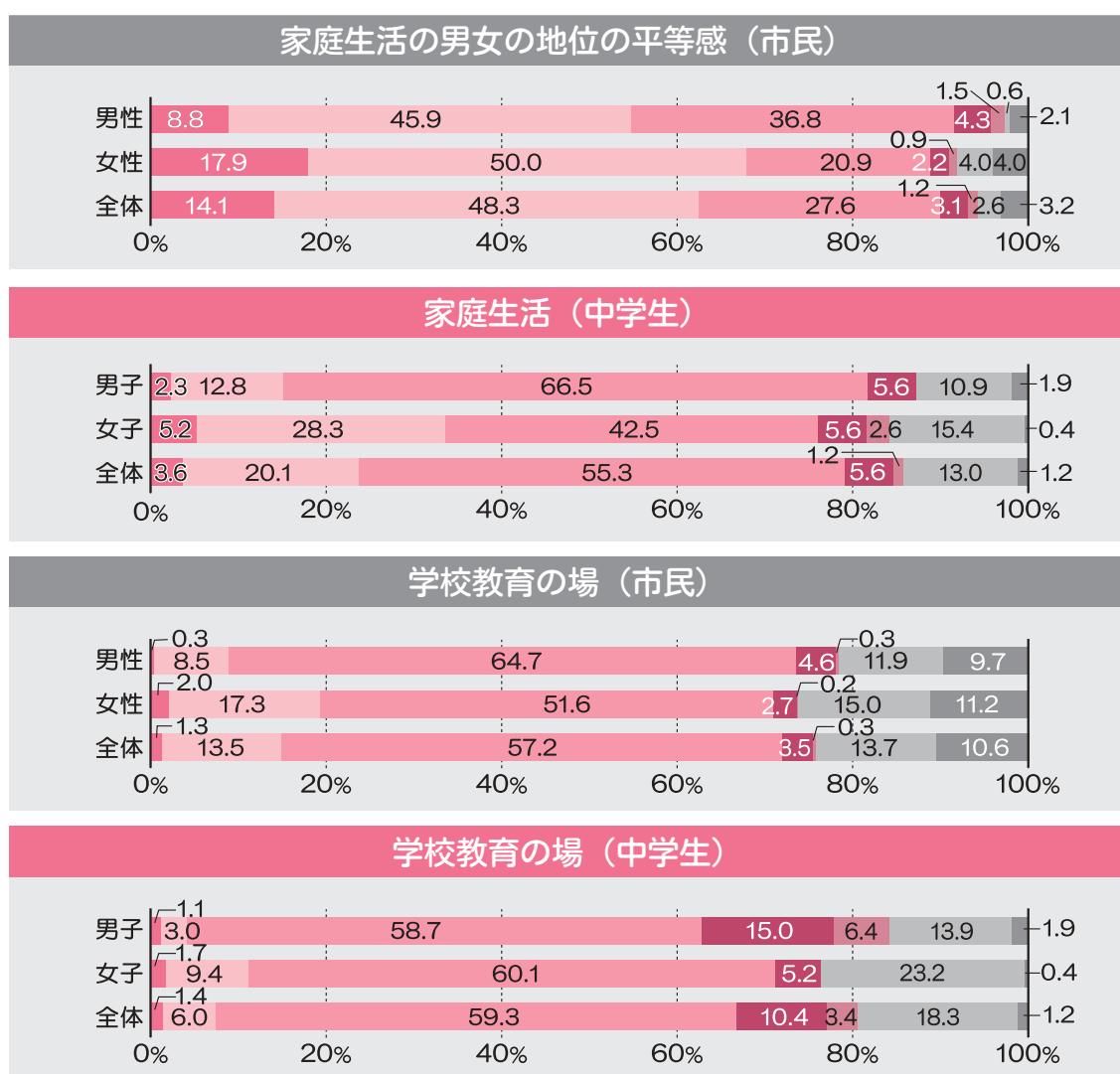
市民・中学生の意識

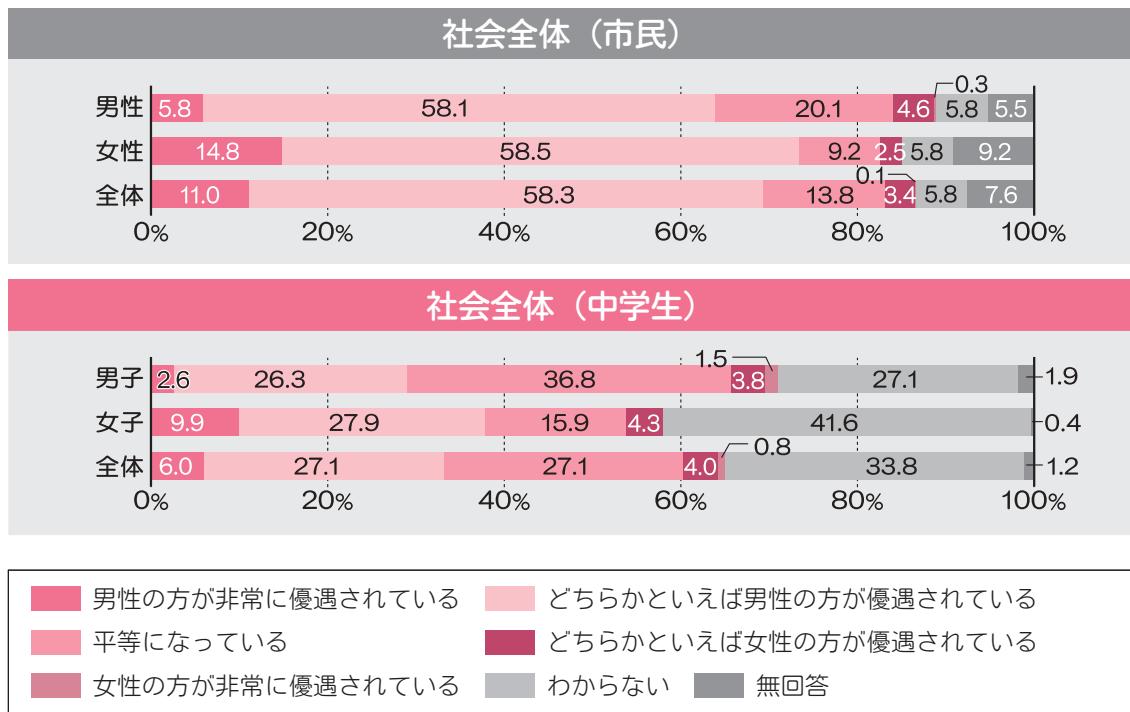
① 男女平等意識について

家庭生活の場では、市民と中学生の男女に関する平等観がそれぞれ大きく違っていました。市民をみると、男女は平等と感じている人は3割に満たないですが、中学生は、半数以上の生徒が男女は平等であると感じています。

学校教育の場では、市民・中学生とも男女は平等と感じている人が多い結果となりました。しかし、女性のほうが優遇されていると感じている男女の割合をみると、市民においては差はありませんが、中学生の場合、女子のほうが優遇されていると感じている男子が多いことがわかりました。

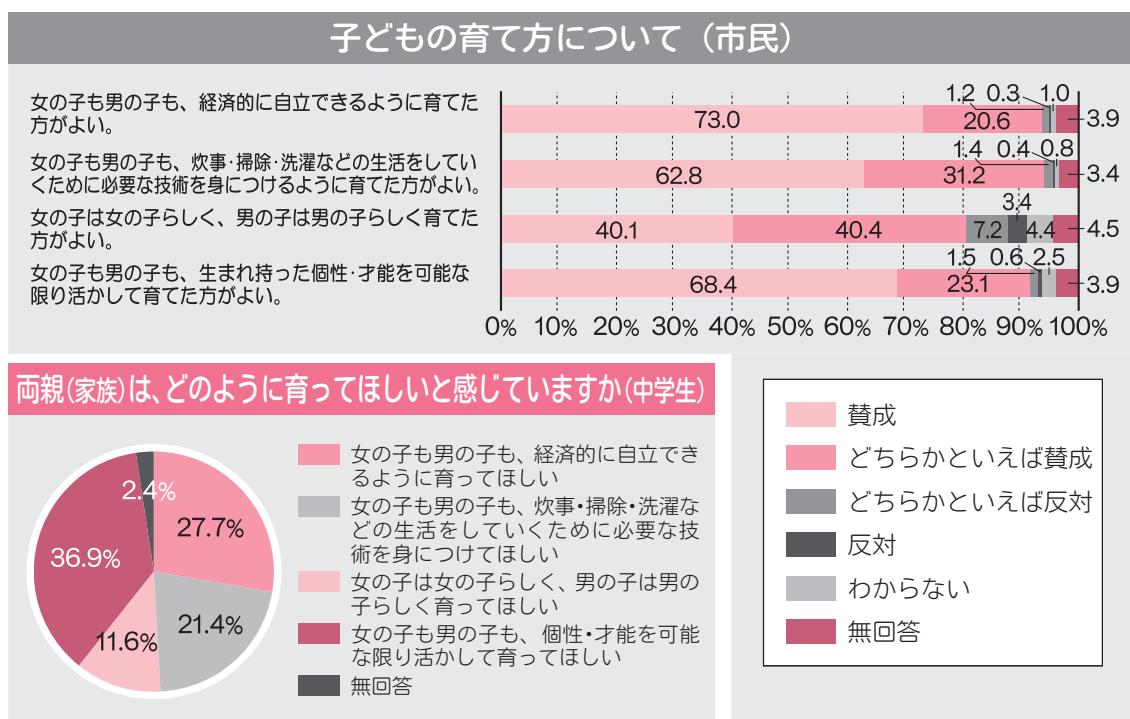
全体で見た場合、市民においては、約69%の人が男性のほうが優遇されていると感じています。





② 性別役割分業観について

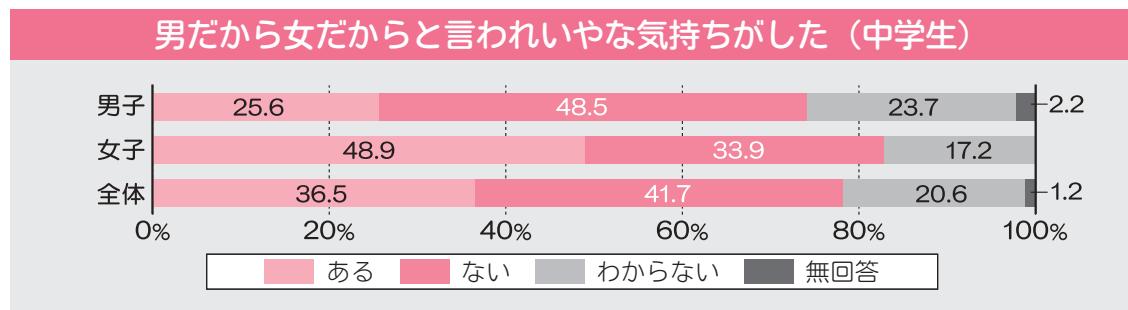
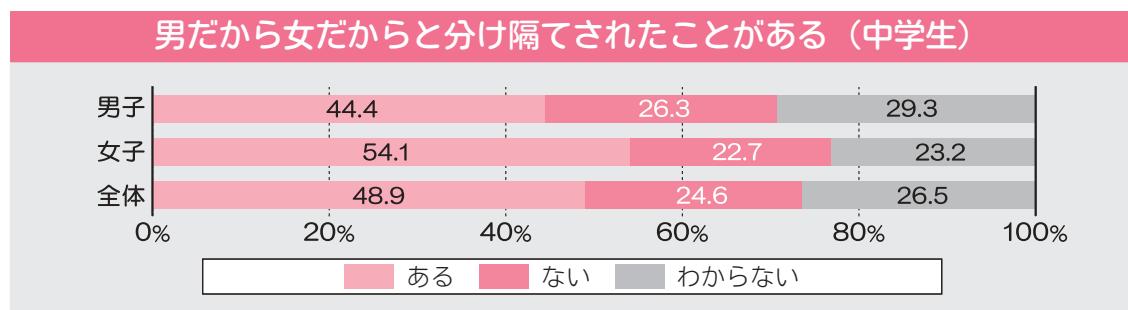
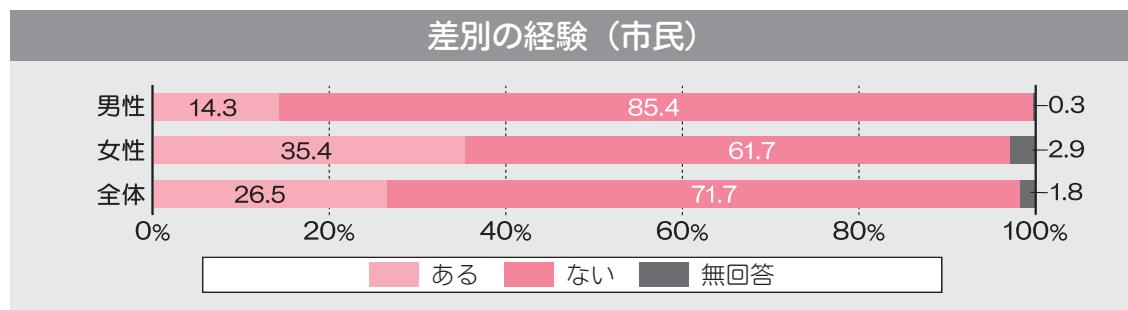
親は、子育てに対し男女ともに経済的な面と、能力的な面で現代社会で生きていける力を強く望んでおり、自立して生きることと女らしさ、男らしさは別の次元としてとらえられているようです。



③ 差別の有無について

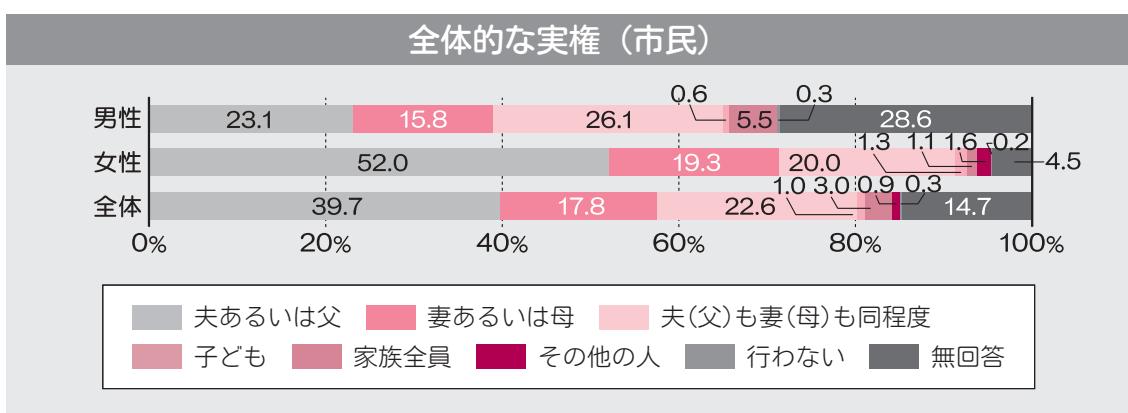
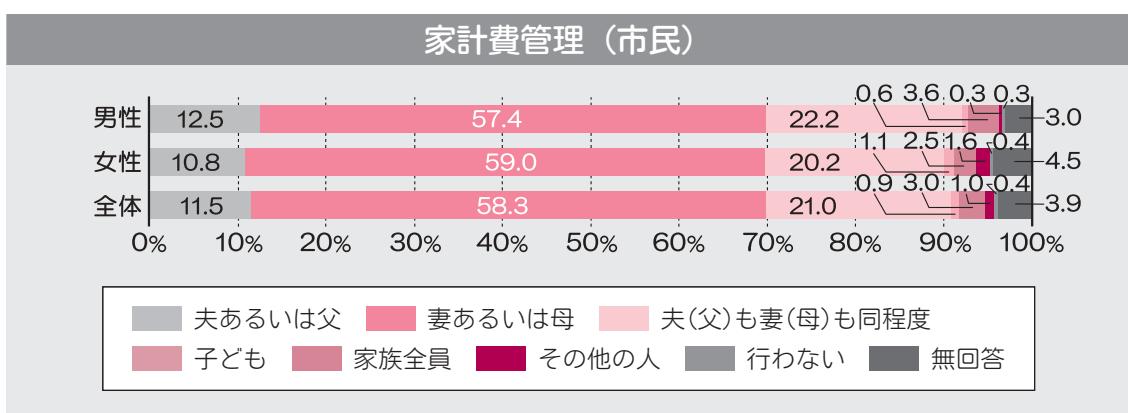
市民の男性の約7人に1人の14.3%が性差別を受けた経験があるのに対し、女性は約3人に1人の35.4%が性差別を受けた経験があり、中でも職場での差別が1番多いようです。

中学生では、男だから女だからと、分け隔てされたことがあると回答した生徒が半数近くあり、男だから女だからと言われていやな気持ちがしたと回答した生徒は、女子で半数近くとなっていて、多くの女子が男子より分け隔て感を感じています。



④ 家庭内での決定者について

「家計費管理」は、男女とも 6 割近くが、女性が実権を握っていると回答していますが、「全体的な実権」については、男女の考えが食い違っていて、女性の半数は、男性と考えています。しかし、男性は男女が同じ程度と答えた人が最も多く、また、「無回答」が 3 割近くあります。この結果については、国の調査と同じ傾向を示しています。

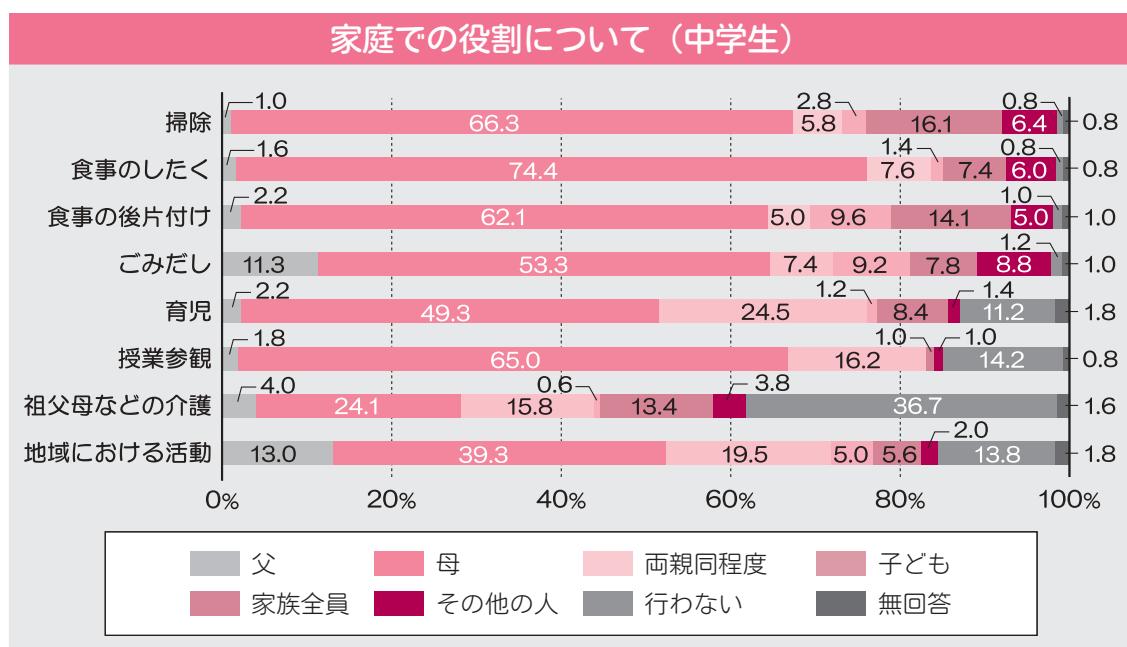
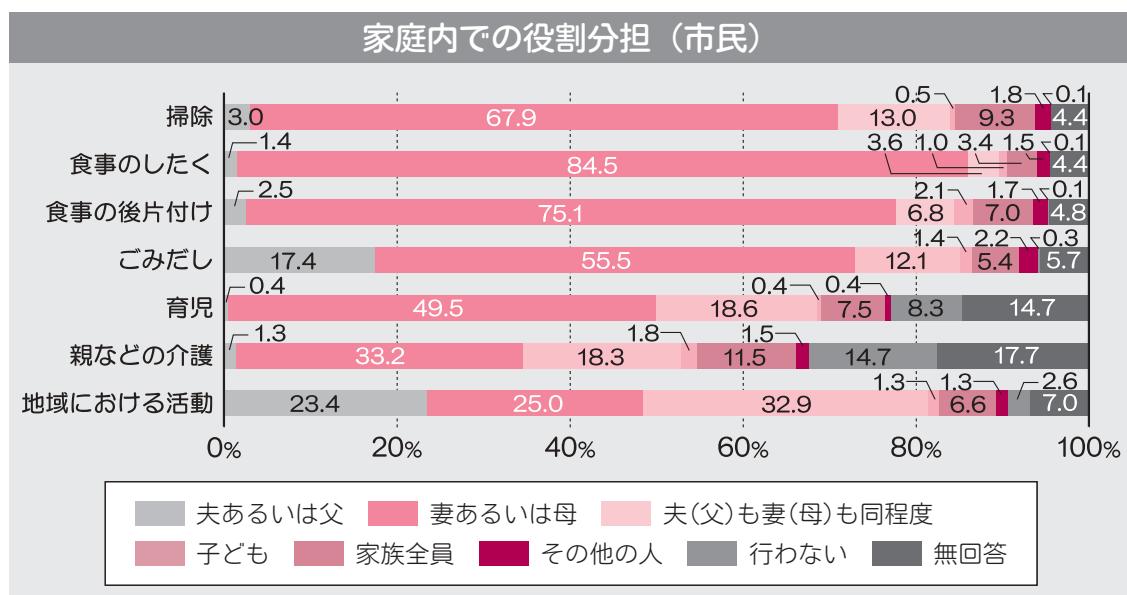




⑤ 家庭内の役割分担について

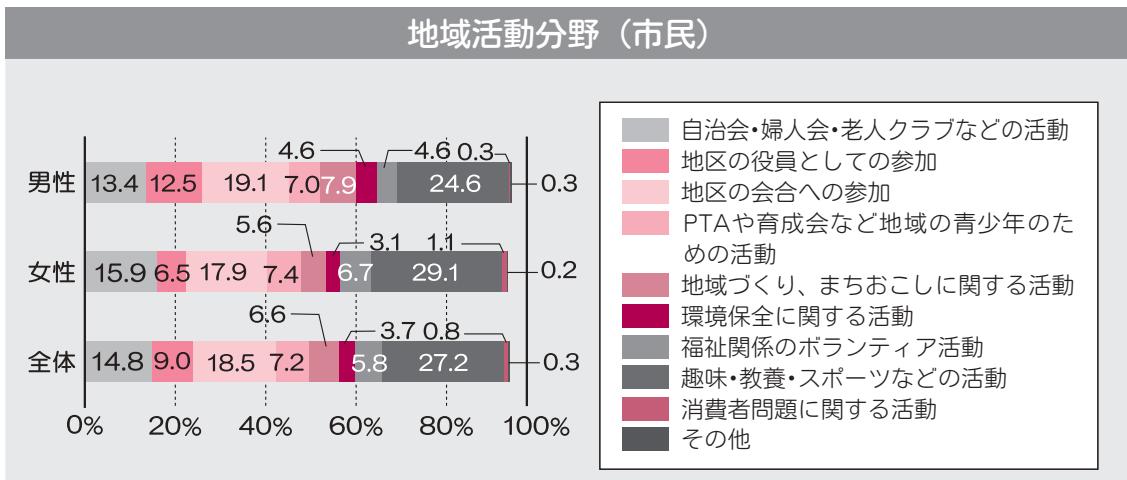
市民の家庭内での役割分担について、女性はどの項目にも関わっていると回答していますが、男性が関わる度合いは項目によって違っています。

中学生は、大人の意識調査と比較してもほぼ同じ傾向を示していますが、家庭では、家事・育児などどの項目においても母親の関わっている割合が高い結果となっています。また、家事のすべてにわたり「家族全員」と「子ども」と回答した割合が、大人の調査を上回っており、役割分担に対する子ども達のアピールにも見えます。



⑥ 地域活動への参加について

市民の地域活動への参加は、男女ともに「趣味・教養・スポーツなどの活動」を除き2割以下の参加となっています。また、地区の役員として地域活動に参加している人は、男性が女性の約2倍という結果でした。

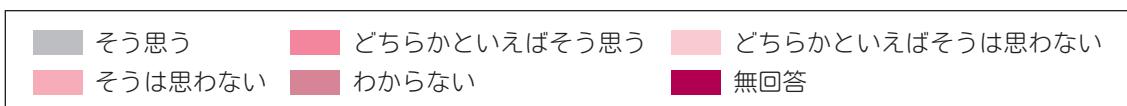
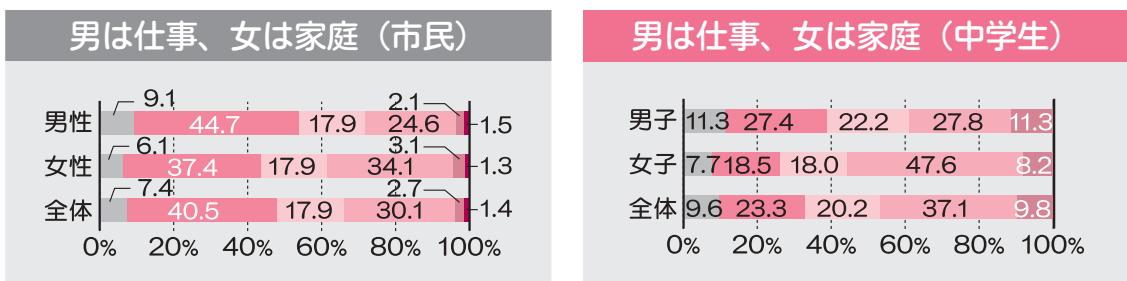


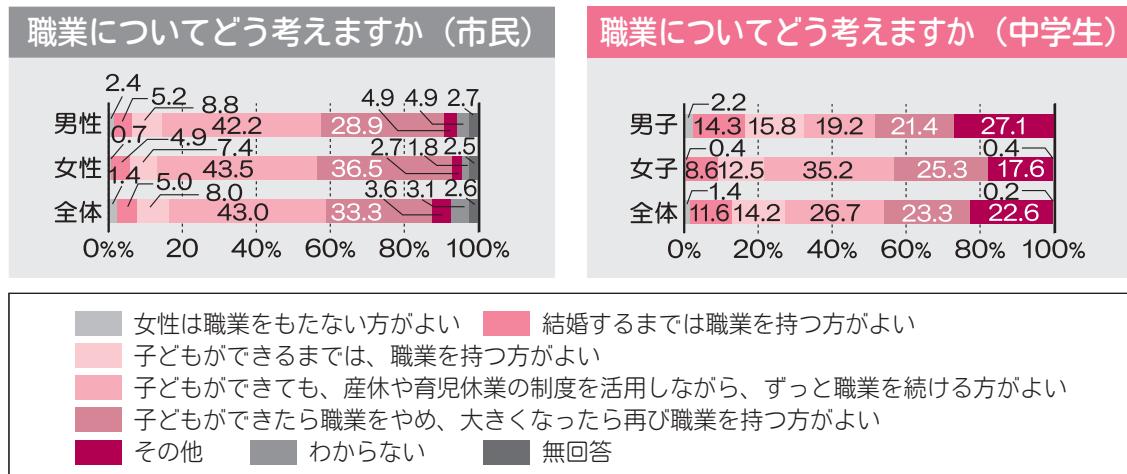
⑦ 生き方について

市民の「男は仕事、女は家庭」という考え方については、反対が賛成をわずかに上回っており、全国調査と同じ傾向を示しています。

中学生では、反対と答えた生徒が57%であり、市民より9%高くなっています。賛成・反対の男女差が10%以上ありますが、市民も同じような傾向を示しています。

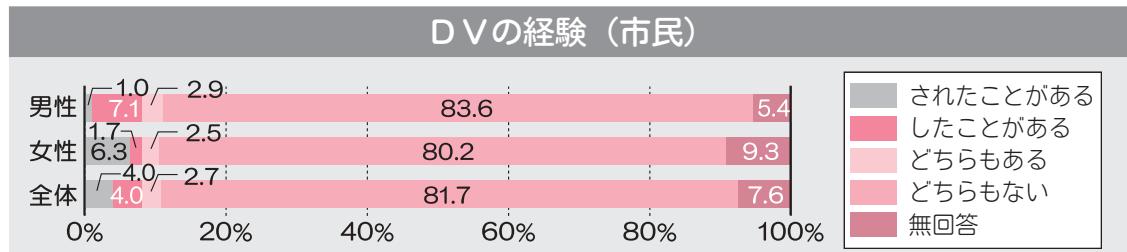
職業についてどう考えるかは、市民については、男女ともに女性が職業を続けることに肯定的な考えの人が多かったのですが、中学生は、肯定的意見が26%も落ちる結果となっています。





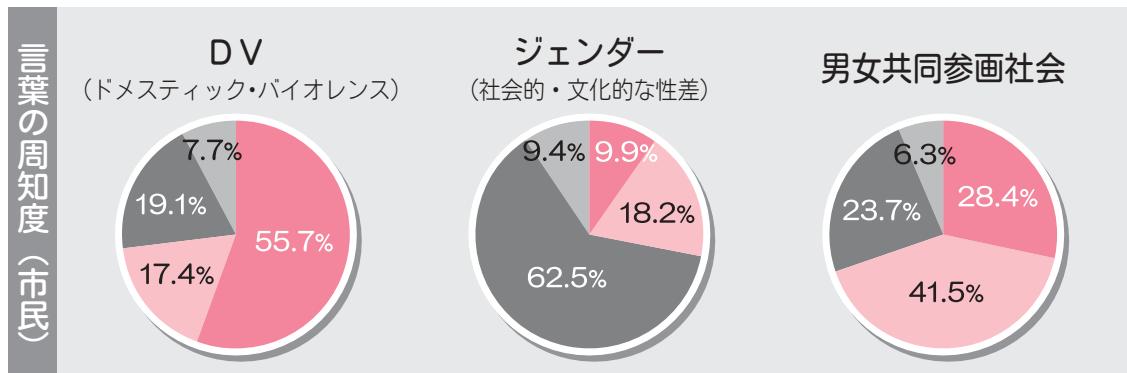
⑧ 男女間の暴力（DV）について

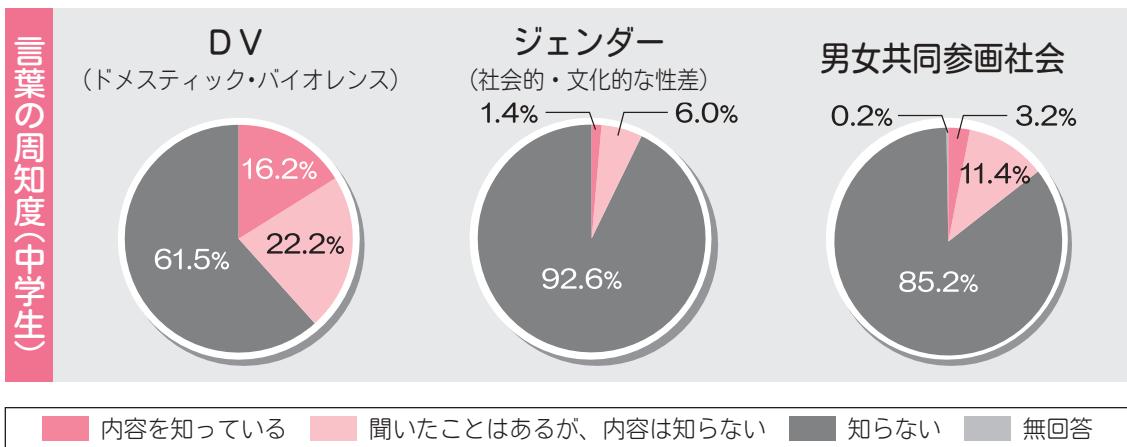
DVについては、市民の男女共に「どちらもない」が80%を超えるものの、「されたことがある」と答えた女性は、6.3%と男性を大きく上回っています。なかでも3.8%（30人のうち1人）の女性が命の危険を感じるほどの暴力を受けているという結果になっていて、一部に深刻な暴力が潜在していることがわかりました。



⑨ 言葉の周知度・認知度について

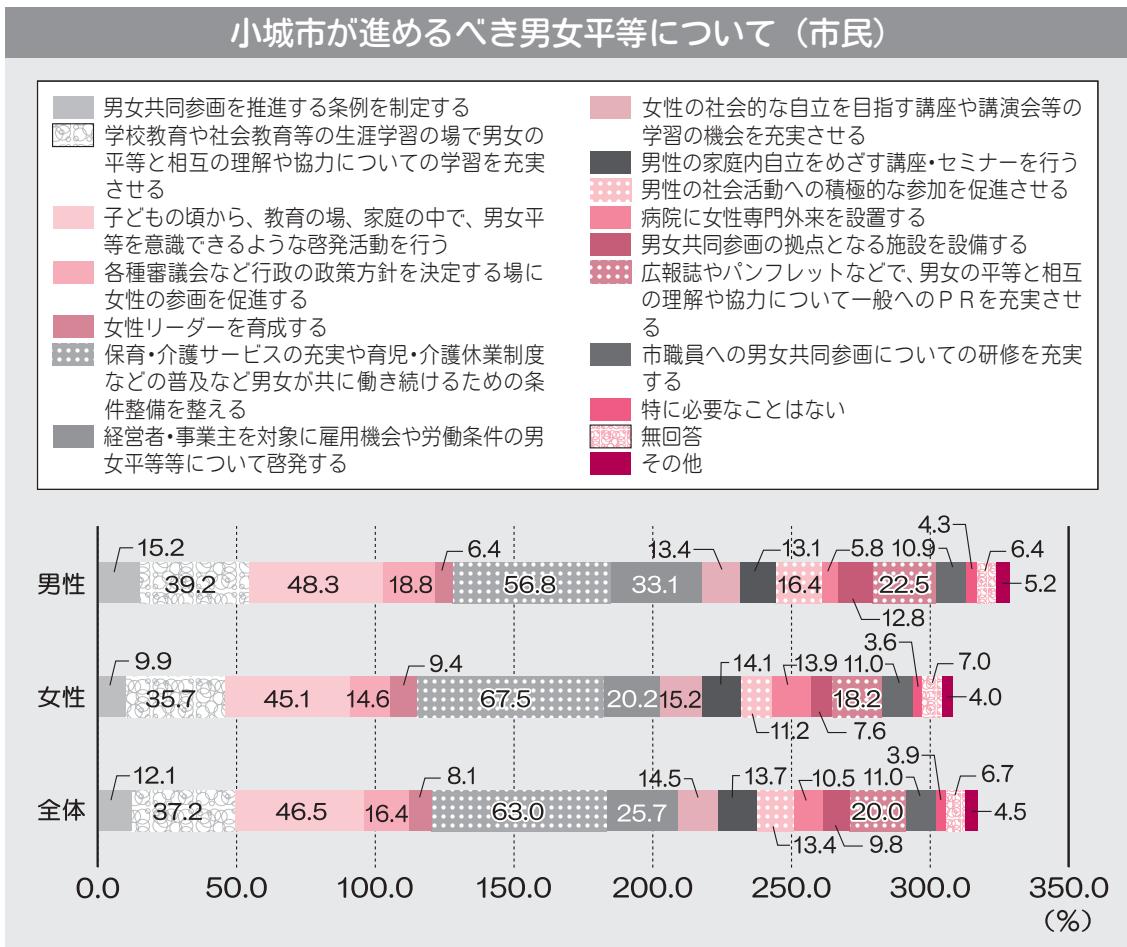
男女共同参画に関する市民の言葉の周知度については、佐賀県平均より少し高く浸透していますが、中学生については、男女共同参画などの言葉はあまり知られていませんでした。





⑩ 小城市が進めるべき男女平等について

今後小城市が力を入れるべきことについてお聞きしたところ、「男女が共に働き続けるための条件整備」、「男女平等についての教育、啓発活動」を行うことが多く求められていることがわかりました。20歳代男女では「病院に女性専門外来を設置する」も多くなっています。



以上のような意識調査の結果を受けて第3章プランの考え方に入り込みました。



第3章 プランの考え方

1 基本目標

～男女がともに認めあい、支えあい、 希望あふれる小城市をめざして～

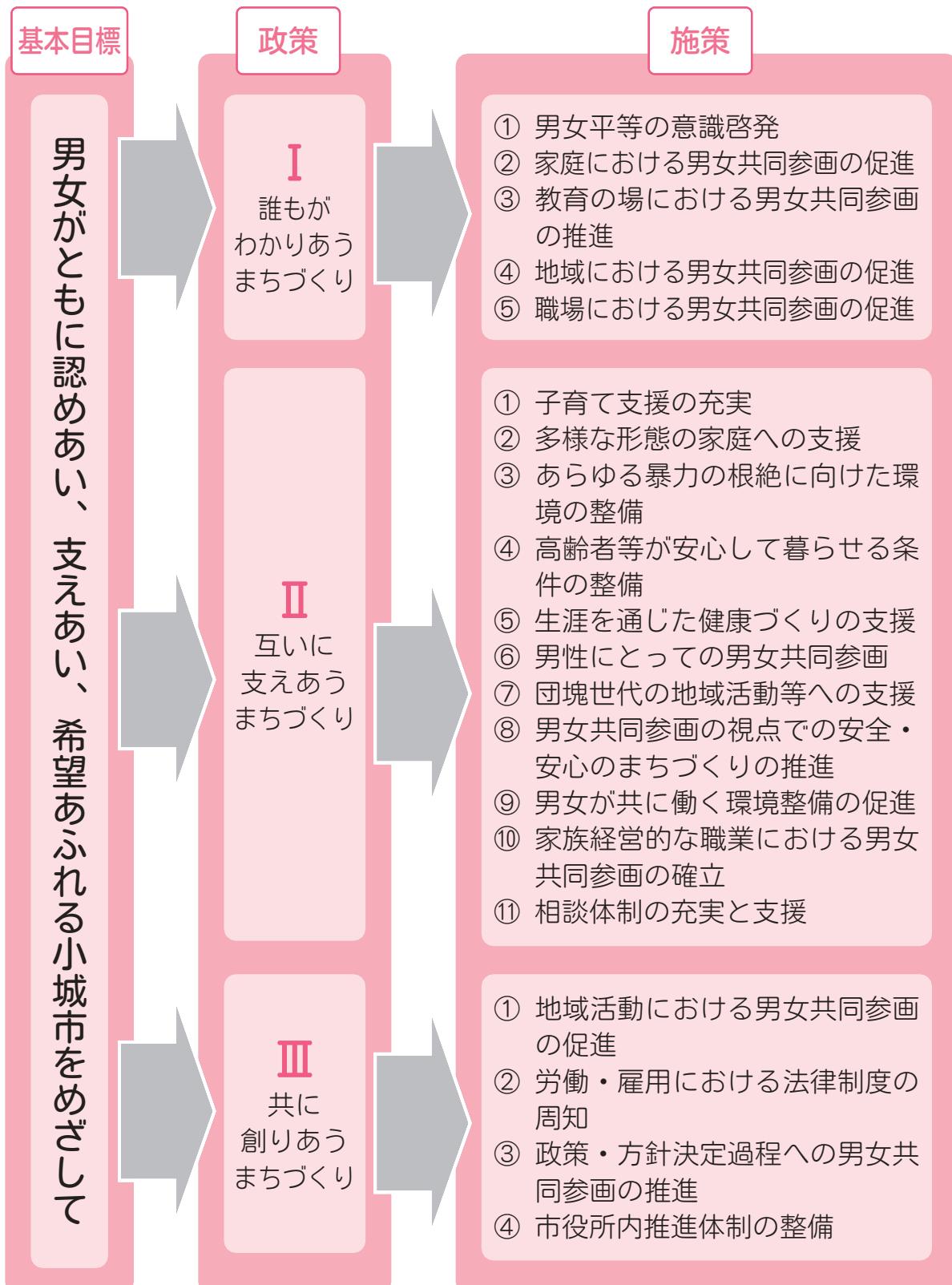
性別にかかわりなく男女が共に参画し、誰もがその能力を発揮し、個性に応じた生き方ができるよう、男女が共に慈しみあい、お互いの立場を理解し、認め合い、支えあう地域社会づくりが求められています。そのためには、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場でのコミュニケーションを図りながら、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、互いが協働して取り組むことが必要です。

小城市男女共同参画プランでは、市民のだれもが人権と男女共同参画について共通の理解を深め、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」をめざすことを基本目標とします。



2 プラン体系図

● 男女共同参画を推進する小城市プランの体系図



3 推進のための指標

男女共同参画社会は、行政の施策だけでは実現できません。市民の皆様一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など地域の様々な活動のなかで取り組むことが必要です。そこで、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を目標に、家庭、学校、職場、地域などの中から、身近なことから「指標」を設定し、2011（平成23）年度までの目標値を定め、目標達成に向け取り組んでいくこととします。

政策Ⅰ 誰もがわかりあうまちづくり

主な指標	単位	現 状 (H18年度)	目標値 (H23年度)	摘 要
社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等感（男性のほうが優遇されないと感じている市民の割合）	%	75	↗	平成17年度男女共同参画に関する市民意識調査
男女の家事平均時間の格差（平日）	分	90	↗	平成17年度男女共同参画に関する市民意識調査
男女の家事平均時間の格差（休日）	分	75	↗	平成17年度男女共同参画に関する市民意識調査

政策Ⅱ 互いに支えあうまちづくり

主な指標	単位	現 状 (H18年度)	目標値 (H23年度)	摘 要
子育て支援する制度・施設の充実の満足度	%	15	↗	平成17年度小城市総合計画策定のための小城市市民アンケート調査
高齢者福祉・介護サービスに満足している市民割合		—	↗	
固定的性別役割分業意識の反対率	%	48	↗	平成17年度男女共同参画に関する市民意識調査
家族経営協定締結数	件	48	↗	平成19年2月1日現在

政策Ⅲ 共に創りあうまちづくり

主な指標	単位	現 状 (H18年度)	目標値 (H23年度)	摘 要
審議会等委員女性参画率	%	24	30	市町における男女共同参画進歩状況調査
※市内自治会における女性役員の割合	%	9	↗	平成18年4月1日現在
女性人材バンク登録者数	人	10	↗	小城市女性人材バンク登録者

※区長・公民分館長・環境衛生推進員・住民スポーツ指導者・生産組合長・子どもクラブ育成会長

4 プラン実現のための政策

政策
I

誰もがわかりあうまちづくり

小城市は、農村・漁村地域であることから、農村・漁村特有の伝統的な経営の考え方や、昔ながらの封建的な慣習が一部に残っています。また、他方では、近年の市外からの転入者の増加により、混住化が進んでいる地域もあります。その中には市民同士の融和や交流が進まず、地域行事等への理解や参加の仕方に隔たりも見られる地域もあります。

一方家庭では、家事一般について女性（母親）の負担がまだ多く、子育ては、男の子らしく・女の子らしくと性別で区別をつけてしまいかちな状況がみられます。

「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」づくりに向けて、まず誰もがわかりあうまちづくりが必要だと考えます。そのためには、地域社会のあらゆる場でのコミュニケーションの重要さを意識し、身近な家庭からそれを実践していくことが必要です。

小城市において、男女共同参画社会への理解を促進することは、これからの課題であり、長い間培ってきた慣習を改めることは、大変難しい面もあります。しかし、一部に深刻なドメスティック・バイオレンス（DV）が発生するなど人権が尊重されていない実態もあるなど、男女共同参画についての普及・啓発は、何よりも大切です。

これらのこと踏まえ、幼稚園や保育園などの幼児期から高齢期に至るまで、性別にこだわらず、その人の個性を尊重できる人権意識や男女共同参画の意識づくりを充実させることが重要です。

一人ひとりの個性や能力が十分に發揮され、自分らしくのびのびと生活できるように、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場において、すべての人が理解し合い、お互いを認め合えるまちづくりを進めています。

誰もがわかりあう
まちづくり

- ① 男女平等の意識啓発
- ② 家庭における男女共同参画の促進
- ③ 教育の場における男女共同参画の推進
- ④ 地域における男女共同参画の促進
- ⑤ 職場における男女共同参画の促進

政策
II

互いに支えあうまちづくり

育児休暇等については、早い時期から制度として整備されている学校でも男性の取得はごくわずかであり、女性も1年以上の長期となると取得が少ない状況があります。市内の事業所や自営業主、家庭従業者においては、男女共同参画の意識の定着は今後の課題となっており、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるような環境の整備が急務となっています。

また、子育てのためなどで仕事を辞めた女性たちが、再び社会のいろいろな分野で十分に活躍できるような能力開発（エンパワーメント）に向けた取り組みも必要です。男性は、中高年期に入り、男性特有の課題を抱えるようになります。ひとり親家庭も増加しており、経済的な困難さを抱える家庭も増加しつつあります。

男女ともに、生涯にわたっての健康づくりや、あらゆる暴力をおこさせない環境づくり、団塊世代の退職後の暮らし方や活動支援など、様々な相談を気楽に受け付ける体制も求められています。

また、男性を中心となって行われてきた防災活動など、安全安心のまちづくりにおいて、男女共同参画の視点を取り入れた体制づくりが必要となっており、女性の積極的参加が求められています。

以上のことから、男女間のみならず、子どもから大人までの市民のだれもが、「互いに支えあうまちづくり」を目指す必要があります。

これらのことから、生涯にわたる心と体の健康維持、人権に対する理解、家庭や職場などにある性別役割分業意識の見直し等に努め、男女が互いに協力しあいながら、生涯を通じて生きがいをもって様々な活動への参画や、多様な生き方ができるまちづくりを推進していきます。

互いに支えあう
まちづくり

- ① 子育て支援の充実
- ② 多様な形態の家庭への支援
- ③ あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備
- ④ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- ⑤ 生涯を通じた健康づくりの支援
- ⑥ 男性にとっての男女共同参画
- ⑦ 団塊世代の地域活動等への支援
- ⑧ 男女共同参画の視点での安全・安心のまちづくりの推進
- ⑨ 男女が共に働く環境整備の促進
- ⑩ 家族経営的な職業における男女共同参画の確立
- ⑪ 相談体制の充実と支援

**政策
III****共に創りあうまちづくり**

「希望あふれる小城市づくり」は、誰かがやってくれるという性格のものではなく、市民、団体、事業所、行政も含めて、小城市全体で取り組むべき課題であるといえます。そのためには、市民一人ひとりと団体、事業所、行政がそれぞれの責任を自覚した取り組みが重要です。とりわけ行政は、自らが男女共同参画行政を推進させるために関係機関との連携を図り、市民に直接呼びかけていくことが必要です。また、民間企業、各種団体、地域社会等における方針決定の場への女性の参画が不十分な状況の背景には、役割分担意識や女性の能力に対する偏見、女性自身の消極的な参画意識の存在も考えられます。

これらのことから、市民、団体、事業所、行政の協働による男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図るために、地域活動における男女共同参画の促進など市民主体の取り組みに対する支援や、事業所等に対する労働・雇用における法制度の周知、市の政策や方針決定過程への参画などの取り組みを積極的に行い、共に創りあうまちづくりを進めていきます。

また、男女共同参画を専門に担当する部署の設置など市役所内体制の整備充実に努めます。

**共に創りあう
まちづくり**

- ① 地域活動における男女共同参画の促進
- ② 労働・雇用における法律制度の周知
- ③ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ④ 市役所内推進体制の整備